

部内各所属長

土 木 部 長

土木部所管建設工事施行に関する事務取扱要領及び土木部建設工事施行に関する様式集の一部改正について（通知）

このことについて、別添のとおり改正したので通知します。  
なお、主な改正内容は下記のとおりです。

記

1 改正内容

(1) 土木部所管建設工事施行に関する事務取扱要領の一部改正

ア 入札不成立の表現を「不調」から「不落」に改めるもの。

イ 工事着手届についての記載を削除するもの。

ウ 天災その他不可抗力による損害について、災害応急対策又は災害復旧に関する工事についての記載を追加するもの。

(2) 土木部建設工事施行に関する様式集の一部改正

工事着手届（様式第 43 号）を廃止し、工事工程表（様式第 45 号）を一部変更するもの。

2 廃止及び変更する様式の一覧

別添「様式集一覧」のとおり

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

4 留意事項

受注者から着手予定年月日を記載した工事工程表の提出があった場合、契約締結後 30 日以内に受注者から工事打合簿（様式第 52 号）により着手年月日を通知させること。

（事務担当）

管理課入札・契約係

建設技術企画課技術指導係

(廃止)

様式第 43 号

年 月 日

富山県知事 殿

受注者 住所  
氏名

工 事 着 手 届

下記のとおり工事に着手したので、お届けします。

記

工 事 名			
工事場所	郡	町	地内
	市	村	
請負代金額	円	契約年月日	年 月 日
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで		
着手年月日	年 月 日	契約方法	一般競争入札 指名競争入札 随意契約

富山県知事

殿

次のとおり、提出いたします。受注者 住所  
氏名

工事名 \_\_\_\_\_

契約年月日 年 月 日  
工期 年月日 から 年月日まで  
着手年月日 年 月 日

下請負の意思の有無 有 無

工事場所 \_\_\_\_\_

年度	事務所	工事番号

工 事 工 程 表

工 種	工 名	称	単 位	数 量	提出年月日																		
					月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月						

注) 1. 下請負の意思の有無について、いずれかの□にレ印を入れること。 2. 工種は工事数量総括表の工種を参考に記載するものとする。

事 務 連 絡

平成 17 年 8 月 17 日

(平成 28 年 6 月 1 日一部改正)

(令和元年 6 月 10 日一部改正)

(令和 3 年 7 月 1 日一部改正)

(令和 4 年 12 月 5 日一部改正)

部内各所属長 殿

管 理 課 長

建設技術企画課長

施工体制台帳の写し等提出時の確認事項について（改正）

このことについては、下記のとおりとしますので、事務処理に当たっては留意をお願いします。なお、金額については、消費税及び地方消費税を含む額です。

「下請負届等提出時の確認事項について」(平成 10 年 11 月 17 日付け管理課長事務連絡)は、廃止します。

記

1 工事打合せ簿および施工体制台帳の写し（様式 50 号）

(1) すべての項目について記載もれがないこと。

(2) 元請業者について

ア 下請契約の合計額が 4,500 万円（建築工事業の場合は 7,000 万円）以上である場合には、元請業者が、大臣許可、知事許可の区分にかかわらず、特定建設業の許可を有する者であること。（建設業法第 16 条、第 3 条、施行令第 2 条）

【確認方法】

J C I S 導入所属は、原則として J C I S の許可情報を検索して確認する。

J C I S が導入されていない所属は、暫定的に従来どおり次の方法で確認する。

県内業者・・・建設工事競争入札参加資格者名簿

※特定建設業の許可を持っている場合は、名簿の「特定許可」欄に「有」の表示  
県外業者・・・不明な業者については、建設技術企画課建設業係に照会

イ 工事現場に配置されている元請業者の主任技術者（監理技術者及び監理技術者補佐）は、現場代理人等届（様式第 46 号の 1）又は現場代理人等変更届（様式第 46 号の 2）に記載されている者と同一であること。また、アの場合においては、主任技術者に代えて、監理技術者資格者証の交付を受けた監理技術者（建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定により、特例監理技術者を置いた場合には、当該資格を所有する監理技術者補佐）を置いていること。（建設業法第 26 条）

【確認方法】

施工体制台帳の写しに記載されている元請業者の主任技術者（監理技術者及び監理技術者補佐）氏名が現場代理人等届又は現場代理人等変更届に記載されている氏名と同一であることを確認する。異なる場合は、施工体制台帳の写しを再提出させるか、又は、現場代理人等変更届を提出させる。現場代理人等変更届が提出された際には「現場代理人等の適正な配置の徹底について」（平成30年7月3日付け管第91号、建技第73号土木部長通知）に従い、確認を行う。

(3) 下請業者について

ア 下請負に付する金額が500万円（建築一式工事の場合は1,500万円）以上の場合は、下請業者がその工事内容に応じた建設業の許可を取得していること。（建設業法第3条、施行令第1条の2）

【確認方法】

J C I S 導入所属は、原則として J C I S の許可情報を検索して確認する。

J C I S が導入されていない所属は、暫定的に従来どおり次の方法で確認する。

・ 県内業者（県の入札参加資格有り）・・・建設工事競争入札参加資格者名簿

※建設業の許可を得ている業種と入札参加資格の種類は同一

・ 県内業者（県の入札参加資格無し）・・・不明な場合は、所管の土木センター・土木事務所又は建設技術企画課建設業係に照会

・ 県外業者・・・・・・・・・・・・・・・・建設技術企画課建設業係に照会

イ 工事現場に主任技術者を置いていること。（建設業法第26条、施行令第27条）

【確認方法】

技術者資格及び専任制（下請負金額が4,000万円（建築一式工事にあっては8,000万円）以上の場合、専任であることが必要。）等について口頭で確認すること。

(4) 下請負金額について

下請負金額が不当に低いものでないこと。（建設業法第19条の3）

【確認基準】

直工比率が1.0以上であること（ただし、比較できない場合は、確認不要とする）。

2 施工体系図の写し（様式第51号）

(1) すべての項目について記載もれがないこと。

(2) 下請の内容について、施工体制台帳の写しの内容と一致していること。

3 再下請届通知書の写し（様式第50号の3）

(1) すべての項目について記載もれがないこと。

(2) 再下請負契約がある場合に写しの提出が必要である。

4 施工体制台帳および施工体系図の写しの提出が必要な場合

(1) 公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳および施工体系図を作成し、その写しを発注者に提出するものとする。  
(入契法第 15 条、安衛法 30 条)

(2) 建設工事の完成を目的としていない交通整理員等は、下請負には該当しないので提出の必要はない。なお、クレーン車等のリース（機械の運転者を含む。）は、建設工事の完成を目的とした行為と考えられ、建設工事の下請負契約に当たるので、施工体制台帳および施工体系図の写しを提出するよう指導すること。

(3) 建設業における労働者派遣（作業員を他社から借用する場合）は、労働者派遣法の規定にそぐわないため、労務提供のみはあり得ない（請負という形態しかない。）ことを、請負者に対し、まず指導すること。その上で、土工、とび工、型枠工等の工種区分により、施工体制台帳および施工体系図の写しを提出するよう指導すること。

また、施工体制台帳および施工体系図の写しを提出せずに作業員の借用を受け、労災事故があった場合、労災の適用等に支障を生じ、対応できないことになるので注意すること。

## 5 一括下請負

一括下請負が建設業法第 22 条により禁止されていることから、施工体制台帳および施工体系図の写しの提出時には、施工体制を口頭で確認するとともに、工事現場においては、元請業者が技術者を配置しているのみでなく、工程管理、工事目的物の品質管理及び下請負人間の施工の調整等について、実質的に関与していることを随時確認すること。

## 6 下請負関係に疑義が生じた場合の措置

疑義の生じた事項について請負者から事情を聴取し、是正すべき点については、是正を求めること。

なお、是正されない場合については、指名停止等の措置を検討するので、管理課入札・契約係まで報告をお願いします。

## 7 適用開始日

令和 5 年 1 月 1 日

（事務担当）

管理課入札・契約係  
建設技術企画課技術指導係

## 工事打合簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 監督員名 入善 ○男 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者 会社名 株式会社□□建設 現場代理人名 立山 ○男	発議 年月日	令和○年○月○日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示:下記事項について指示します。 <input type="checkbox"/> 協議:下記事項について協議します。 <input type="checkbox"/> 承諾:下記事項について承諾します。 <input checked="" type="checkbox"/> その他:(通知)		
工事名	一般県道○○線県単独道路改良工事		
場 所	○○市○○町○○○ 地内		
工種名	内 容		
	別添のとおり、施工体制台帳、施工体系図、再下請け通知書の写しを提出します。 (一次下請負金額の合計 ○○○円)		

(留意事項)

- ・添付図面等がある場合は、内容欄下に記載する。
- ・発議事項のその他については、工事の施工について立会いを必要とする場合や、届出、報告、通知、提出を行う場合とする。

# 施工体制台帳

[ 会社名 ] 株式会社 □ □ 建設

[ 事業所名 ] \_\_\_\_\_

建設業の 建設許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業 大臣 特定 知事 一般	号	号
工事業	工事業 大臣 特定 知事 一般	号	号

工事名称 及び内容	一般県道〇〇線県単独道路改良工事		
発注者 及び住所	〇〇土木センター		
工期	自 令和2年11月10日	至 令和2年2月28日	契約日 令和2年11月9日

契約所	区分	名称	住所
	元請契約 下請契約		

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所 整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険
	元請契約 下請契約			

発注者の 監督員名	入善 ○ 男	権限及び意見 申出方法
--------------	--------	----------------

監督員名	権限及び意見 申出方法
現場代理人名	権限及び意見 申出方法
監理技術者 主任技術者名	資格内容
監理技術者 補佐	資格内容
専門技術者 門	資格内容
資格内容	資格内容
担当 工事内容	担当 工事内容

一号特定技能外 国人の従事 状況(有無)	有	無	外国人建設就 業者の従事 状況(有無)	有	無	外国人技能実 習生の従事 状況(有無)	有	無
----------------------------	---	---	---------------------------	---	---	---------------------------	---	---

《下請負人に関する事項》

会社名	代表者名
住所	
工事名称 及び内容	
工期	自 至
契約日	

建設業の 建設許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業 大臣 特定 知事 一般	号	号
工事業	工事業 大臣 特定 知事 一般	号	号

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所 整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険
	元請契約 下請契約			

現場代理人名	権限及び意見 申出方法	安全衛生責任者名
主任技術者名	資格内容	安全衛生推進者名
資格内容	資格内容	雇用管理責任者名
		専門技術者名
		資格内容
		担当工事内容

一号特定技能外 国人の従事 状況(有無)	有	無	外国人建設就 業者の従事 状況(有無)	有	無	外国人技能実 習生の従事 状況(有無)	有	無
----------------------------	---	---	---------------------------	---	---	---------------------------	---	---

発注者へ写しを提出する際の添付書類

- ・下請負人と締結した下請契約に係る契約書の写し
- ・建設業法施行規則第14条の2に定める事項を記載した作業員名簿



(記入要領)

- 1 この様式は元請が作成する。一次下請業者等が報告する再下請負通知書(様式第50号の3)を添付することにより、一次下請負業者別の施工体制制台帳とする。
- 2 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載がある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。
- 3 主任技術者又は監理技術者の配属状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
- 4 **監理技術者補佐名は建設業法第26条第3項ただし書きの規定により監理技術者が兼務する場合にのみ記載する。**
- 5 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(主任技術者又は監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
- 6 受注者が設置する主任技術者、監理技術者又は**監理技術者補佐**並びに専門技術者について次のものを添付すること。
  - (1) 資格を証するもの写し
  - (2) 自社従業員である証明書類の写し(従業員証、健康保険証など)
  - 7 健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。  
事業所整理記号等の営業所の名称欄には、この様式左側の営業所の名称欄には元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称を、右側の一次下請負人に関する事項は請負契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。  
なお、この様式左側について、元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は、「同上」と記載する。  
右側の一次下請負人に関する事項については、請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負契約を行う場合には欄を追加して記載する。

※<下請負人に関する事項>の「主任技術者、専門技術者」の記入要領

- 1 主任技術者の配属状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付すこと。
- 2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
- 3 複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
- 4 主任技術者の資格内容は、以下の中から該当するものを選んで記載すること。
  - (1) 経歴年数による場合
    - 1) 大学卒「指定学科」3年以上の実務経験  
(短大・高専卒業を含む。)
    - 2) 高校卒「指定学科」5年以上の実務経験
    - 3) その他 10年以上の実務経験
  - (2) 資格等による場合
    - 1) 建設業法「技術検定」
    - 2) 建築士法「建築士試験」
    - 3) 技術士法「技術士試験」
    - 4) 電気工事法「電気工事士試験」
    - 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
    - 6) 消防法「消防設備士試験」
    - 7) 職業能力開発促進法「技能検定」

再下請負通知書

直近上位注文者名 \_\_\_\_\_ 【報告下請負業者】

住所 \_\_\_\_\_

元請名称 \_\_\_\_\_ 会社名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

《自社に関する事項》

工事名称及び工事内容	注文者との契約日	許可番号	許可(更新)年月日
工事内容	自 _____ 至 _____	大臣特定 知事一般 第 _____ 号	
工事内容		大臣特定 知事一般 第 _____ 号	

建設許可	施工に必要な許可業種	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	工事業	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
工事業	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	営業所の名称	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	事業所整理記号等	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
現場代理人名	安全衛生責任者名	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
権限及び意見申出方法	安全衛生推進者名	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
主任技術者名	雇用管理責任者名	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
資格内容	専門技術者名	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	資格内容	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	担当工事内容	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外

監督員名	安全衛生責任者名	外国人建設就労者の従事状況(有無)	外国人技能実習生の従事状況(有無)
権限及び意見申出方法	安全衛生推進者名	有 無	有 無
現場代理人名	雇用管理責任者名	有 無	有 無
権限及び意見申出方法	専門技術者名	有 無	有 無
主任技術者名	資格内容	有 無	有 無
資格内容	担当工事内容	有 無	有 無

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無
	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名	代表者名
住所	
電話番号	
工事名称及び工事内容	
工期	自 _____ 至 _____
	契約日

建設許可	施工に必要な許可業種	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	工事業	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
工事業	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	営業所の名称	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	事業所整理記号等	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
現場代理人名	安全衛生責任者名	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
権限及び意見申出方法	安全衛生推進者名	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
主任技術者名	雇用管理責任者名	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
資格内容	専門技術者名	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	資格内容	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	担当工事内容	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外

現場代理人名	安全衛生責任者名	外国人建設就労者の従事状況(有無)	外国人技能実習生の従事状況(有無)
権限及び意見申出方法	安全衛生推進者名	有 無	有 無
主任技術者名	雇用管理責任者名	有 無	有 無
資格内容	専門技術者名	有 無	有 無
	資格内容	有 無	有 無
	担当工事内容	有 無	有 無

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	外国人技能実習生の従事状況(有無)
	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無

発注者へ写しを提出する際の添付書類

- 下請負人と締結した下請契約に係る契約書の写し
- 建設業法施行規則第14条の4に定める事項を記載した作業員名簿

(記入要領)

- 1 報告下請負業者は元請に提出すること。
- 2 再下請負通知書には契約書の写しを添付すること。
- 3 この届出事項に変更があった場合は直ちに再提出すること。
- 4 健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。  
事業所整理記号等の営業所の名称欄には、請負契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。  
なお、この様式左側について、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄をそれぞれ追加する。

※主任技術者、専門技術者の記入要領

主任技術者の配属状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付すこと。  
専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。  
(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)  
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。

主任技術者の資格内容は、以下の中から該当するものを選んで記載すること。

- (1) 経験年数による場合
  - 1)大卒卒「指定学科」 3年以上の実務経験  
(短大・高専卒業者を含む。)
  - 2)高校卒「指定学科」 5年以上の実務経験
  - 3)その他 10年以上の実務経験
- (2) 資格等による場合
  - 1)建設業法「技術検定」
  - 2)建築士法「建築士試験」
  - 3)技術士法「技術士試験」
  - 4)電気工事士法「電気工事士試験」
  - 5)電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
  - 6)消防法「消防設備士試験」
  - 7)職業能力開発促進法「技能検定」

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

工期	自 令和2年11月10日	至 令和3年2月28日
----	--------------	-------------

発注者名	〇〇七センター
工事名称	一般軌道〇〇線単線軌道改良工事

元請	株式会社〇〇建設
監督員名	
監理技術者名	
監理技術者補佐名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

元方安全衛生管理者
-----------

会長	紙祐安全衛生責任者
----	-----------

書記
----

副会長
-----

会社名	
代表者名	
許可番号	
一般/特定/特別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有・無
専門技術者	
担当工事	
工期	～ 年 月 日

会社名	
代表者名	
許可番号	
一般/特定/特別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有・無
専門技術者	
担当工事	
工期	～ 年 月 日

会社名	
代表者名	
許可番号	
一般/特定/特別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有・無
専門技術者	
担当工事	
工期	～ 年 月 日

会社名	
代表者名	
許可番号	
一般/特定/特別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有・無
専門技術者	
担当工事	
工期	～ 年 月 日

会社名	
代表者名	
許可番号	
一般/特定/特別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有・無
専門技術者	
担当工事	
工期	～ 年 月 日

会社名	
代表者名	
許可番号	
一般/特定/特別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有・無
専門技術者	
担当工事	
工期	～ 年 月 日

会社名	
代表者名	
許可番号	
一般/特定/特別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有・無
専門技術者	
担当工事	
工期	～ 年 月 日

会社名	
代表者名	
許可番号	
一般/特定/特別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有・無
専門技術者	
担当工事	
工期	～ 年 月 日

会社名	
代表者名	
許可番号	
一般/特定/特別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有・無
専門技術者	
担当工事	
工期	～ 年 月 日

会社名	
代表者名	
許可番号	
一般/特定/特別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有・無
専門技術者	
担当工事	
工期	～ 年 月 日

会社名	
代表者名	
許可番号	
一般/特定/特別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有・無
専門技術者	
担当工事	
工期	～ 年 月 日

会社名	
代表者名	
許可番号	
一般/特定/特別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有・無
専門技術者	
担当工事	
工期	～ 年 月 日

会社名	
代表者名	
許可番号	
一般/特定/特別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有・無
専門技術者	
担当工事	
工期	～ 年 月 日

会社名	
代表者名	
許可番号	
一般/特定/特別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有・無
専門技術者	
担当工事	
工期	～ 年 月 日

会社名	
代表者名	
許可番号	
一般/特定/特別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有・無
専門技術者	
担当工事	
工期	～ 年 月 日

会社名	
代表者名	
許可番号	
一般/特定/特別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の担当	有・無
専門技術者	
担当工事	
工期	～ 年 月 日

### 建設工事下請実態調査指導基準

指導項目	指導の対象とする基準	指導の内容	根拠法令等
特定建設業許可	※(1) 特定建設業の許可を取得せず、下請代金総額が8,000万円(建築一式工事は4,500万円)以上となつた下請契約を締結している場合	特定建設業の許可を取得すること。取得できない場合は、下請代金の総額が3,000万円(建築一式工事は4,500万円)以上にならないようにすること。	法第3条 法第16条
無許可業者への下請発注	※(1) 1件当たりの下請代金の額が500万円以上の場合で、その下請負人が当該下請工種に係る建設業の許可を受けていない場合	500万円以上の下請工事を発注する場合は、当該工種の建設業の許可を受けた業者を選定すること。	法第26条の2
契約締結の方法	※(1) メモまたは口頭による下請契約を締結している場合	下請契約の締結にあつては、建設業法第9条に規定する内容を明示した適正な契約書を作成し、相互に交付すること。	法第19条1項 合理化指針第4(一)
下請代金の現金比率	※(1) 下請代金の支払実績において、現金比率が2割未満または当該下請代金に占める労務費の率を下回る場合	下請代金の支払はできる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合でもできるだけ現金比率を高めるとし、少なくとも労務費相当分については現金払とすること。	合理化指針第4(二)
下請代金における手形期間	※(1) 手形期間が120日を超える場合	下請代金支払のための手形の期間は原則として20日以内とし、さらに短縮するよう努力すること。	合理化指針第4(二)
支払期間	※(1) 元請業者が特定建設業者の場合で下請業者から引渡しの申出があつてから、下請代金を支払うまでの期間(下請業者が特定建設業者または資本金4,000万円以上の法人である場合を除く)が、50日を超えている場合	特定建設業者が注文者となつた下請契約における下請代金は、下請負人の引渡しの申し出の日から50日以内に支払うこと(下請負人が特定建設業者または資本金4,000万円以上の法人である場合を除く)。	法第24条の5第1項
不当に低い下請代金	※(1) 下請代金の額が、県の基準により積算した直接工事費の額(建築工事にあつては、さらに0.9を乗じた額)を下回っている場合で元請が取引上の地位を不当に利用して下請代金を決定したと認められる場合	下請代金の決定にあつては、下請工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を下請の額としないこと。	法第19条の3
(法…建設業法、合理化指針…建設産業における生産システム合理化指針)			

(平成28年6月1日施行)

※① 3,000万円 → 4,000万円、※② 4,500万円 → 6,000万円

平成13年4月25日

部内各所属長 殿

土 木 部 長

施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底等について

このことについて、別添のとおり国土交通省から通知がありましたので、下記事項に特に留意のうえ、適切に対処願います。

記

- 1 入札契約適正化法においては、地方公共団体は施工体制適正化のため点検その他の必要な措置を講ずることが義務づけられていることから、適切な工事監督、工事監察等を実施するとともに、工事現場における施工体制の把握に努めること。
- 2 入札契約適正化法の施行により一括下請負が禁止されたことから、入札参加者の指名にあたっては、工事内容と業者の施工能力等を十分に勘案し、適切な業者の選定に努めること。

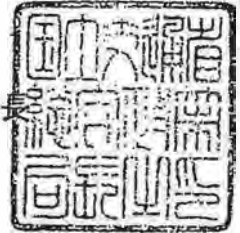
事務担当 企画用地課技術管理係  
管理課業務係



国総建第 80 号  
平成 13 年 3 月 30 日

都道府県知事 殿

国土交通省総合政策局長



### 施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底等について

一括下請負等不正行為の排除については、従来よりその徹底に努めてきたところでありますが、依然として不適切な事例が多く見られ、公共工事におけるこれら不正行為の排除の徹底と適正な施工の確保がより一層求められています。

このため、先の臨時会(第 150 回国会)において、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号)が制定され、同法に基づき、平成 13 年 4 月 1 日から、公共工事について、一括下請負が全面的に禁止されるほか、施工体制台帳の写しの発注者への提出の義務付け措置等が講じられるとともに、「建設業法施行規則の一部を改正する省令」(平成 13 年 3 月 30 日第 76 号)により、平成 13 年 10 月 1 日から、公共工事に係る施工体制台帳については二次以下の下請契約についても請負代金の額を明示した請負契約書を添付することとされ、施工体制台帳の拡充が図られることとなったところであります。

については、下記の点に留意し、拡充された施工体制台帳の活用等を通じ、適正な施工の確保と一括下請負等不正行為の排除の徹底等により一層努められるとともに、貴都道府県内の市区町村等に対しても、その旨周知方お願いします。

また、これらの措置に伴い、「一括下請負の禁止について」(平成 4 年 12 月 17 日付け建設省経建発第 379 号)を別紙のとおり改正することとしたので、併せて周知、指導方お願いします。



## 記

1. 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、建設業者から提出される施工体制台帳の活用等により、適切に現場施工体制の点検等に努めること。
2. 一括下請負等建設業法等に違反すると疑うに足りる事実がある場合には、建設業法担当部局に通知する等相互の適切な連携に努めるとともに、厳正に対処すること。
3. 公共工事に係る施工体制台帳の拡充に関する措置は、発注者による施工体制台帳の活用による現場施工体制の点検等を通じ、適正な施工の確保、一括下請負等不正行為の排除の徹底等を図るためのものであり、この趣旨を踏まえ、その適切な活用を図ること。  
また、契約書類のうち請負金額等については、一般的には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条の不開示情報（同条第2号イの「競争上の地位を害するおそれのある情報」）として取り扱われるものであるが、入札監視委員会等の第三者機関において施工体制台帳を提示するなど透明性の確保に留意すること。
4. 施工体制台帳の活用による点検等を通じ、元請下請を含めた全体の施工体制を把握し、必要に応じ元請負人に対して適切な指導を行うこと。また、施工体制台帳の活用にあたっては、着工時点で必ずしも全ての下請契約が締結されているものではないこと等効率的施工のための現場実態等にも十分配慮し、元請負人に過度の負担にならないよう留意すること。
5. 発注者支援データベースの活用等により主任技術者又は監理技術者の適正な配置の徹底に努めること。
6. 一括下請負の禁止に違反した建設業者に対しては、行為の態様、情状等を勘案し、再発防止を図る観点から、原則として営業停止処分により厳正に対処するとともに、一括下請負を行った建設業者については、当該工事を実質的に行っていると認められないため、経営事項審査における完成工事高から当該工事に係る金額を除外するものとする。



別紙

平成4年12月17日  
建設省経建発第379号

最終改正：平成13年3月30日  
国総建第82号

建設業者団体の長 殿

建設省建設経済局長

#### 一括下請負の禁止について

一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設業者に寄せた信頼を裏切ることとなること等から、建設業法第22条において禁止されており、「第二次構造改善推進プログラム」（平成4年3月30日付け建設省経構発第8号別添）においてもその徹底を図ることとされたところである。このため、別添のとおり「一括下請負の禁止について」を定めたので送付する。

貴会におかれては、その趣旨及び内容を了知の上、傘下の建設業者に対しこの旨の周知徹底が図られるよう指導方お願いする。

〔別添〕

一括下請負の禁止について

一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設業者に寄せた信頼を裏切ることとなること等から、禁止されています。

(参考) 建設業法

第22条 建設業者は、その請け負った建設工事を、如何なる方法をもつてするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。

3 前二項の規定は、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、適用しない。

4 (略)

一 一括下請負の禁止

(1) 建設工事の発注者が受注者となる建設業者を選定するに当たっては、過去の施工実績、施工能力、経営管理能力、資力、社会的信用等様々な角度から当該建設業者の評価をするものであり、受注した建設工事を一括して他人に請け負わせることは、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して当該建設業者に寄せた信頼を裏切ることになります。

(2) また、一括下請負を容認すると、中間搾取、工事の質の低下、労働条件の悪化、実際の工事施工の責任の不明確化等が発生するとともに、施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招くことにもなりかねず、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあります。

(3) このため、建設業法第22条は、如何なる方法をもつてするを問わず、建設業者が受注した建設工事を一括して他人に請け負わせること(同条第1項)、及び建設業を営む者が他の建設業者が請け負った建設工事を一括して請け負うこと(同条第2項)を禁止しています。

また、民間工事については、事前に発注者の書面による承諾を得た場合は適用除外となりますが(同条第3項)、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)の適用対象となる公共工事(以下単に「公共工事」という。)については建設業法第22条第3項は適用されず、全面的に禁止されています。

同条第1項の「如何なる方法をもつてするを問わず」とは、契約を分割したり、あるいは他人の名義を用いるなどのことが行われていても、その実態が一括下請負に該当するものは一切禁止するということです。

また、一括下請負により仮に発注者が期待したものと同程度又はそれ以上の良質な建設生産物ができたとしても、発注者の信頼を裏切ることに変

わりはないため、建設業法第22条違反となります。なお、同条第2項の禁止の対象となるのは、「建設業を営む者」であり、建設業の許可を受けていない者も対象となります。

(注) この指針において、「発注者」とは建設工事の最初の注文者をいい、「元請負人」とは下請契約における注文者で建設業者であるものをいい、「下請負人」とは下請契約における請負人をいいます。

## 二 一括下請負とは

(1) 建設業者は、その請け負った建設工事の完成について誠実に履行することが必要です。したがって、次のような場合は、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められるときを除き、一括下請負に該当します。

① 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合

② 請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合

(2) 「実質的に関与」とは、元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導（施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等）を行うことをいいます。単に現場に技術者を置いているだけではこれに該当せず、また、現場に元請負人との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者が置かれない場合には、「実質的に関与」しているとはいえないこととなりますので注意してください。

なお、公共工事の発注者においては、施工能力を有する建設業者を選択し、その適正な施工を確保すべき責務に照らし、一括下請負が行われないう的確に対応することが求められることから、建設業法担当部局においても公共工事の発注者と連携して厳正に対応することとしています。

(3) 一括下請負に該当するか否かの判断は、元請負人が請け負った建設工事一件ごとに行い、建設工事一件の範囲は、原則として請負契約単位で判断されます。

(注1) 「その主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合」とは、下請負に付された工事の質及び量を勘案して個別の工事ごとに判断しなければなりません。例えば、本体工事のすべてを一業者に下請負させ、附帯工事のみを自ら又は他の下請負人が施工する場合や、本体工事の大部分を一業者に下請負させ、本体工事のうち主要でない一部分を自ら又は他の下請負人が施工する場合などが典型的なもの

です。

(具体的事例)

① 建築物の電気配線の改修工事において、電気工事のすべてを1社に下請負させ、電気配線の改修工事に伴って生じた内装仕上工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に下請負させる場合

② 住宅の新築工事において、建具工事以外のすべての工事を1社に下請負させ、建具工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に下請負させる場合

(注2) 「請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合」とは、次の(具体的事例)の①及び②のような場合をいいます。

(具体的事例)

① 戸建住宅10戸の新築工事を請け負い、そのうちの1戸の工事を一社に下請負させる場合

② 道路改修工事2キロメートルを請け負い、そのうちの500メートル分について施工技術上分割しなければならない特段の理由がないにもかかわらず、その工事を1社に下請負させる場合

### 三 一括下請負に対する発注者の承諾

民間工事の場合、元請負人があらかじめ発注者から一括下請負に付することについて書面による承諾を得ている場合は、一括下請負の禁止の例外とされていますが、次のことに注意してください。

① 建設工事の最初の注文者である発注者の承諾が必要です。発注者の承諾は、一括下請負に付する以前に書面により受けなければなりません。

② 発注者の承諾を受けなければならない者は、請け負った建設工事を一括して他人に請け負わせようとする元請負人です。

したがって、下請負人が請け負った工事を一括して再下請負に付そうとする場合にも、発注者の書面による承諾を受けなければなりません。当該下請負人に工事を注文した元請負人の承諾ではないことに注意してください。

### 四 一括下請負禁止違反の建設業者に対する監督処分

受注した建設工事を一括して他人に請け負わせることは、発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る行為であることから、一括下請負の禁止に違反した建設業者に対しては建設業法に基づく監督処分等により、厳正に対処することとしています。

また、公共工事については、一括下請負と疑うに足る事実があった場合、発注者は、当該工事の受注者である建設業者が建設業許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都

道府県知事に対し、その事実を通知することとされ、建設業法担当部局と発注者とが連携して厳正に対処することとしています。

監督処分については、行為の態様、情状等を勘案し、再発防止を図る観点から原則として営業停止の処分が行われることとなります。

なお、一括下請負を行った建設業者は、当該工事を実質的に行っていると認められないため、経営事項審査における完成工事高に当該工事に係る金額を含むことは認められません。

#### ○ 一括下請負に関するQ&A

Q1 施主から500万円で地盤改良工事を請け負いましたが、都合により自ら施工することができなくなったため、利益はもちろん経費も一切差し引かずに、A社に500万円でこの工事の全部を下請負させました。この場合でも建設業法第22条に違反することになるのですか。

A 建設業法が一括下請負を禁止しているのは、発注者は契約の相手方である建設業者の施工能力等を信頼して契約を締結するものであり、当該契約に係る建設工事を実質的に下請負人に施工させることはこの信頼関係を損なうことになることから、発注者保護という観点からこれを禁止しているのであって、中間搾取の有無は一括下請負であるか否かの判断においては考慮されません。

したがって、本件のように請け負った建設工事をそっくりそのまま下請負させれば、元請負人が一切利潤を得ていなくても一括下請負に該当します。

Q2 小学校の増築工事を請け負い、当該工事の主たる部分である基礎工事、躯体工事、仕上工事及び設備工事を1社に下請負させました。一応現場には当社の技術者を置いています。この場合でも建設業法第22条に違反することになるのですか。

A 請け負った建設工事の主たる部分を一括して下請負させる場合であっても、元請負人として自ら総合的に企画、調整及び指導を行い、当該下請負させた部分の施工につき実質的に関与していれば、一括下請負には該当しません。しかし、単に現場に技術者を置いているというだけでは「実質的

に「関与」しているとはいえません。「実質的に関与」しているとの判断がされるためには、施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等を実際に行っていることが必要です。

Q 3 A市の公民館の新築工事を落札・契約し、当該工事のうち基礎工事と躯体工事について下請契約をB社と締結しました。3月後、この公民館の外構工事の入札が実施され、これを落札・契約しましたが、当該外構工事については公民館の本体工事と施工場所も同一で、工期も一部重なっていることから、本体工事と一体として施工することとし、当該外構工事についてB社と追加変更契約を締結したところ、発注者であるA市から外構工事については一括下請負に該当すると指摘されました。この場合は本当に一括下請負になるのでしょうか。

A 一括下請負に該当するか否かの判断は、元請負人が請け負った建設工事1件ごとに行うものであり、建設工事1件の範囲は原則として請負契約単位で判断することとなっています。

本件の場合、外構工事が本体工事とは別に入札・発注されていることから、たとえ外構工事が本体工事と施工場所も同一で工期も一部重なっていたとしても、本体工事と外構工事とを取りまとめて1件の建設工事として扱うことはできません。したがって、この外構工事全部をB社に下請負させるとすれば、一括下請負に該当することとなります。

Q 4 道路改修工事に関して、その工事の全部をA社1社に下請負させましたが、工事に必要な資材を元請負人としてA社に提供しています。この場合も一括下請負になるのでしょうか。

A 適正な品質の資材を調達することは、施工管理の一環である品質管理の一つではありますが、これだけを行っても、元請負人として自ら総合的に企画、調整及び指導をし、その施工に実質的に関与しているとはいえ、一括下請負に該当することになります。

Q 5 一括下請負の禁止は元請負人だけではなく下請負人にも及ぶというこ

とですが、下請負人には一括下請負に該当するか、元請負人が「実質的に関与」しているかがよく分からないこともあるのではないですか。

A 発注者保護という一括下請禁止規定の趣旨からは、直接契約関係にある元請負人の責任がまず問われるべきであり、また、特に公共発注者においては、施工力を有する建設業者を選択し、その適正な施工を確保すべき責務に照らし、一括下請負が行われないよう的確に対応することが求められると考えられますが、下請負人においても、工事の施工に係る自己の責任の範囲及び元請の監理技術者又は主任技術者による指導監督系統を正確に把握することにより、漫然と一括下請負違反に陥ることのないように注意する必要があります。

そもそも誰が元請負人における当該工事の施工の責任者であるのか分からない状態で下請負人の施工が適切に行われることは考えられず、瑕疵が発生した場合の責任の所在も不明確となります。したがって、下請負人にとって元請負人の適格な技術者が配置されていると信じるに足りる特段の事由があり事後に適格性がないことが判明した等やむをえない事情がない限り、元請負人において適格な技術者が配置されず、実質的に関与しているといえない場合には、原則として、下請負人も建設業法に基づく監督処分等の対象となります。

Q 6 A市から電線共同溝工事を請け負い、電線共同溝の本体工事をB社に下請負させ、その他の信号移設工事や植栽・移植工事等はそれぞれ他の建設業者に下請負させています。このような場合も一括下請負に該当するのでしょうか。

A 複数の建設業者と下請契約を結んでいた場合であっても、その建設工事の主たる部分について一括して請け負わせている場合は、元請負人が実質的に関与している場合を除き、一括下請負となります。本件のような場合には、実質的な関与の内容について精査が必要と考えられます。

Q 7 A県からトンネル工事を請け負い、工事の全体の施工管理を行っていますが、工事が大規模であり、必要な技術者もあいにく十分に確保することができなかったので、1次下請負人にも施工管理の一部を担ってもらっています。主たる工事の実際の施工は2次以下の下請負人が行っています。このような場合も一括下請負に該当するのでしょうか。

A 元請負人も1次下請負人も自らは施工を行わず、共に施工管理のみを行っている場合、実質関与についての元請負人と1次下請負人それぞれどのような役割を果たしているかが問題となり、その内容如何によって、その両者又はいずれかが、一括下請負になります。特に、元請負人と1次下請負人が同規模・同業種であるような場合には、相互の役割分担等について合理的な説明が困難なケースが多いと考えられます。

Q 8 A県から橋梁工事を受注しましたが、隣接工区で実際に施工を行っている建設業者に、施工の効率化の観点からも有効と考え、工事の大部分を下請負させました。このような場合も一括下請負に該当するのでしょうか。

A 自らが請け負った建設工事の主たる部分を一括して他人に請け負わせた場合には、実質的な関与をしている場合を除き、一括下請負に該当します。本件のケースのような場合には、下請負人が隣接工区を含め、一体的に施工し、工事全体にわたって主体的な役割を果たしているケースが多いと考えられ、元請負人の実質的な関与について疑義が生じるケースであると考えます。

Q 9 地盤改良整備を含む道路改良工事を請け負いましたが、当該地盤改良には、特別な工法が要求されるため、地盤改良技術を持つ子会社に実際の工事を行わせました。このような分社化は経営効率化の要請によるものであり、また、子会社とは連結関係にあることから一括下請負に該当しないと考えますが如何でしょうか。

A 連結関係の子会社であるとしても、実際の工事を一括して他社に行かせた場合、別々の会社である以上、一括下請負に当たります。このように親会社が自ら実質的な業務を行わない場合には、親会社を介さず直接子会社に請け負わせることが適当です。

Q 1 0 「実質的に関与」しているとは、具体的にどのようなことを行っていることが求められますか。

A 元請負人が配置した主任技術者又は監理技術者が、現場に専任であって、元請負人と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることは言うまでもありませんが、これら技術者が、発注者との協議、住民への説明、官公庁等への



届出等、近隣工事との調整、施工計画、工程管理、出来型・品質管理、完成検査、安全管理、下請業者の施工調整・指導監督等の全ての面において、主体的な役割を果たしていることが必要です。その際、当該技術者が、過去に同種又は類似の工事での施工管理を行った経験の有無も判断の際の参考になるでしょうし、また、業務量等に応じてその他の必要な技術者を配置していることが求められます。

Q 1 1 「実質的に関与」していることの確認は、具体的にどのような方法で行うのでしょうか。

A 一括下請負の疑義がある場合には、まず、当該元請負人の主任技術者又は監理技術者に対して、具体的にどのような作業を行っているのかヒアリングを行います。ヒアリングの際、その請け負った建設工事の施工管理等に関し、十分に責任ある受け答えができるか否かがポイントとなります。また、必要に応じ、下請負人の主任技術者又は監理技術者からも同様のヒアリングを行うことが有効です。

その場合、元請負人が作成する日々の作業打合せ簿、それぞれの請負人が作成する工事日報、安全指示書等を確認して、実際に行った作業内容を確認することが有効です。これらの帳簿の中に、具体的な作業内容が記載されていない場合、又は記載されていても形式的な参加に過ぎない場合等は一括下請負に該当する可能性が高いと言えます。

管 第 223 号  
建 技 第 512 号  
令 和 3 年 3 月 8 日

部内各所属長 殿

土 木 部 長

施工体制台帳の作成等についての改正について

このことについて、令和3年3月2日付け国不建第410号で国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から別添写しのとおり通知がありましたので送付します。

(事務担当)

管 理 課 入 札 ・ 契 約 係  
建 設 技 術 企 画 課 技 術 指 導 係

国不建第410号  
令和3年3月2日

各都道府県担当部局長 殿  
（市区町村担当課、入札契約担当課扱い）  
各指定都市担当部局長 殿  
（入札契約担当課扱い）

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長  
（ 公 印 省 略 ）

#### 施工体制台帳の作成等についての改正について

今般、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号）、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第69号）等により、施工体制台帳の記載事項として、新たに監理技術者補佐の氏名等が追加されるとともに、いわゆる「作業員名簿」を施工体制台帳の一部として作成することとされるなど、所要の改正が行われました。この施工体制台帳については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第2項に基づき、公共工事の受注者はその写しを発注者に提出することとされております。

つきましては、「施工体制台帳の作成等について」（平成7年6月20日付け建設省経建発第147号）を別紙のとおり改正し、国や都道府県の建設業許可行政庁あてに通知しましたので、貴職におかれましては、所管の建設工事の発注に当たって適切な事務処理に努められ、施工体制台帳の作成等に係る関係規定の適切な運用に特段の御協力をいただきたく、参考までに送付致します。なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の担当部局長に対しても、周知をお願い致します。

平成7年6月20日  
建設省経建発第147号

最終改正：令和3年3月2日  
国不建第404～405号

各地方整備局等建設業担当部長  
各都道府県建設業主管部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

### 施工体制台帳の作成等について（通知）

建設業法の一部を改正する法律（平成6年法律第63号）により、平成7年6月29日から特定建設業者に施工体制台帳の作成等が義務付けられ、また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）の適用対象となる公共工事（以下単に「公共工事」という。）は、発注者へその写しの提出等が義務付けられることとなった。さらに、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）により、平成27年4月1日から、公共工事については、発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結する場合には下請金額にかかわらず施工体制台帳の作成等が義務付けられることとなった。加えて、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号）、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第69号）等により、施工体制台帳の記載事項として、新たに監理技術者補佐の氏名等が追加されるとともに、いわゆる「作業員名簿」を施工体制台帳の一部として作成することとされるなど、所要の改正が行われた。

このため、これらの的確な運用に資するため、施工体制台帳の作成等を行う際の指針を下記のとおり定めたので、貴職におかれては、十分留意の上、事務処理に当たって遺漏のないよう措置されたい。

### 記

#### 一 作成建設業者の義務

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第24条の8第1項（入札契約適正化法第15条第1項の規定により読み替えて適用さ

れる場合を含む。)の規定により施工体制台帳を作成しなければならない場合における建設業者(以下「作成建設業者」という。)の留意事項は次のとおりである。

(1) 施工計画の立案

施工体制台帳の作成等に関する義務は、公共工事においては発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結したときに、民間工事(公共工事以外の建設工事をいう。以下同じ。)においては発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が4,000万円(建築一式工事にあつては、6,000万円)以上となったときに生じるものである。このため、特に民間工事については、監理技術者の設置や施工体制台帳の作成等の要否の判断を的確に行うことができるよう、発注者から直接建設工事を請け負おうとする特定建設業者は、建設工事を請け負う前に下請負人に施工させる範囲と下請代金の額に関するおおむねの計画を立案しておくことが望ましい。

(2) 下請負人に対する通知

公共工事においては発注者から請け負った建設工事を施工するために下請契約を締結したとき、民間工事においては下請契約の額の総額が4,000万円(建築一式工事にあつては、6,000万円)に達するときは、

- ① 作成建設業者が下請契約を締結した下請負人に対し、
  - a 作成建設業者の称号又は名称
  - b 当該下請負人の請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときには法第24条の8第2項の規定による通知(以下「再下請負通知」という。)を行わなければならない旨
  - c 再下請負通知に係る書類(以下「再下請負通知書」という。)を提出すべき場所の3点を記載した書面を通知しなければならない。

- ② ①のa、b及びcに掲げる事項が記載された書面を、工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

上記①及び②の書面の記載例としては、次のようなものが考えられる。

〔①の書面の文例〕

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和24年法律100号)第24条の8第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負ったこの建設工事を他の建設業者を営むもの(建設業の許可を受けていないものを含みます。)に請け負わせたときは、

- イ 建設業法第24条の8第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類

に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。

- ロ 貴社が工事を請け負わせた建設業を営むものに対しても、この書面を複写し通知して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対するこの通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの通知が必要である」旨を伝えなければなりません。
- 作成建設業者の商号 ○○建設（株）  
再下請負通知書の提出場所 工事現場内  
建設ステーション／△△営業所

#### 〔②の書面の文例〕

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4第1項に規定する再下請負通知書を提出してください。一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

○○建設（株）

また、①の書面による通知に代えて、規則第14条の3第5項で定めるところにより、当該下請負人の承諾を得て、①a、b及びcに掲げる事項を電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該建設業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

#### （3）下請負人に対する指導等

施工体制台帳を的確かつ速やかに作成するため、施工に携わる下請負人の把握に努め、これらの下請負人に対し速やかに再下請通知書を提出するよう指導するとともに、作成建設業者としても自ら施工体制台帳の作成に必要な情報の把握に努めなければならない。

#### （4）施工体制台帳の作成方法

施工体制台帳は、所定の記載事項と添付書類から成り立っている。その作成は、発注者から請け負った建設工事に関する事実と、施工に携わるそれぞれの下請負人から直接に、若しくは各下請負人の注文者を經由して提出される再下請負通知書により、又は自ら把握した施工に携わる下請負人に関する情報に基づいて行うこととなるが、作成建設業者が自ら記載してもよいし、所定の記載事項が記載された書面や各下請負人から提出された再下請負通知書を束ねるようにしてもよい。ただし、いずれの場合も下請負人ごとに、かつ、施工の分担関係が明らかとなるようにしなければならない。

〔例〕発注者から直接建設工事を請け負った建設業者をA社とし、A社が下請契約を締結した建設業を営む者をB社及びC社とし、B社が下請契約を締結した建設業を営む者をBa社及びBb社とし、Bb社が下請契約を締結した建設業を営む者をBba社及びBbb社とし、C社が下請契約を



(5) 施工体制台帳を作成すべき時期

施工体制台帳の作成は、記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実が生じ、又は明らかとなった時（規則第14条の2第1項第1号に掲げる事項にあっては、作成建設業者に該当することとなった時）に遅滞なく行わなければならないが（規則第14条の5第3項）、新たに下請契約を締結し下請契約の総額が（1）の金額に達したこと等により、この時よりも後に作成建設業者に該当することとなった場合は、作成建設業者に該当することとなった時に上記の記載又は添付をすれば足りる。

また、作成建設業者に該当することとなる前に記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実に変更があった場合も、作成建設業者に該当することとなった時以降の事実に基づいて施工体制台帳を作成すれば足りる。

(6) 各記載事項及び添付書類の意義

施工体制台帳の記載に当たっては、次に定めるところによる。

① 記載事項（規則第14条の2第1項）関係

イ 第1号イの「建設業の種類」は、請け負った建設工事にかかる建設業の種類に関わることなく、特定建設業の許可か一般建設業の許可かの別を明示して、記載すること。この際、規則別記様式第1号記載要領6の表の（）内に示された略号を用いて記載して差し支えない。

ロ 第1号ロの「健康保険等の加入状況」は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況についてそれぞれ記載すること。

ハ 第2号イ及びトの建設工事の内容は、その記載から建設工事の具体的な内容が理解されるような工種の名称等を記載すること。

ニ 第2号ロの「営業所」は、作成建設業者の営業所を記載すること。

ホ 第2号ホの「主任技術者資格」は主任技術者が法第7条第2号イに該当する者であるときは「実務経験（指定学科・土木）」のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験（土木）」のように、同号ハに該当し、規則別表（2）に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載する。また、「監理技術者資格」は、監理技術者が法第15条第2号イに該当する者であるときはその有する規則別表（2）に掲げられた資格の名称を、同号ロに該当する者であるときは「指導監督的実務経験（土木）」のように、同号ハに該当する者であるときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載する。

ヘ 第2号ホの「専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別」は、実際に置かれている技術者が専任の者であるか専任の者でないかを記載すること。

ト 第2号への「監理技術者補佐資格」は、その者が法第7条第2号イに該当する者であるときは「実務経験（指定学科・土木）」のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験（土木）」のように、同号ハに該当し、規則別表（2）に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載し、その者が称する称号を「1級土木施工管理技士補」のように記載す



る。

- また、その者が法第15条第2号イに該当する者であるときはその有する規則別表(2)に掲げられた資格の名称を、同号ロに該当する者であるときは「指導監督的実務経験(土木)」のように、同号ハに該当する者であるときは「国土交通大臣認定者(土木)」のように記載する。
- チ 第2号トの「主任技術者資格」は、その者が法第7条第2号イに該当する者であるときは「実務経験(指定学科・土木)」のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験(土木)」のように、同号ハに該当し、規則別表(2)に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者(土木)」のように記載する。
- リ 第2号チ及び第4号チの「建設工事に従事する者」は、建設工事に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などに従事する者については、必ずしも記載する必要はない。

また、「中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者に該当する者であるか否かの別」は、建設業退職金共済制度又は中小企業退職金共済制度への加入の有無を記入すること。

また、「安全衛生に関する教育の内容」は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に規定されている、職長等の職務に新たに就くことになったものが受けることとされている安全又は衛生のための教育や、労働者を雇い入れたときに行うその従事する業務に関する安全又は衛生のための教育についての受講状況等を記載すること(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)。

また、「建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格」は登録基幹技能者資格やその他の施工に係る各種検定について有している資格を記載すること(例:登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士)。なお、本項目については、各技能者の有する技能を記載することで適正な処遇の実現の一助とするものであり、記載を望まない者に対して記載を求める性質のものではないことから、任意の記載項目となっていることに留意すること。

- ヌ 第2号リ及び第4号リの「一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況」は、当該工事現場に従事するこれらの者の有無を記載すること。
- ル 第3号ロの「建設業の種類」は、例えば大工工事業の許可を受けているものが大工工事を請け負ったときは「大工工事業」と記載する。この際、規則別記様式第1号記載要領6の表の( )内に示された略号を用いて記載して差し支えない。

## ② 添付書類(規則第14条の2第2項)関係

イ 第1号の書類は、作成建設業者が当事者となった下請契約以外の下請契約にあっては、請負代金の額について記載された部分が抹消されているもので差し支えない。

ただし、公共工事については、全ての下請契約について請負代金の額は明記されていなければならない。

なお、同号の書類には、法第19条第1項各号に掲げる事項が網羅されていないから、これらを網羅していない注文伝票等は、ここでいう書類に該当しない。

- ロ 第2号の「主任技術者又は監理技術者資格を有することを証する書面」は、作成建設業者が置いた主任技術者又は監理技術者についてのみ添付すればよく、具体的には、規則第3条第2項又は規則第13条第2項に規定する書面を添付すること。
- ハ 第3号の「監理技術者補佐資格を有することを証する書面」は、作成建設業者が置いた建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第28条第1号又は第2号の要件を満たす者についてのみ添付すればよく、具体的には、規則第3条第2項に規定する書面及び施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）別記様式第6号（イ）による1級技術検定（第一次検定）合格証明書の写し等又は規則第13条第2項に規定する書面を添付すること。
- ニ 第4号の「主任技術者資格を有することを証する書面」は、作成建設業者が置いた規則第14条の2第1項第2号トに規定する者についてのみ添付すればよく、具体的には、規則第3条第2項に規定する書面を添付すること。

#### （7）記載事項及び添付書類の変更

一度作成した施工体制台帳の記載事項又は添付書類（法第19条第1項の規定による書面を含む。）について変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければならない。

変更後の事項の記載についても、（4）に掲げたところと同様に、作成建設業者が自ら行ってもよいし、変更後の所定の記載事項が記載された書面や各下請負人から提出された変更に係る再下請負通知書を束ねるようにしてもよい。

#### （8）施工体系図

施工体系図は、作成された施工体制台帳をもとに、施工体制台帳のいわば要約版として樹状図等により作成の上、工事現場の見やすいところに掲示しなければならないものである。

ただし、公共工事については、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

その作成に当たっては、次の点に留意して行う必要がある。

- ① 施工体系図には、現にその請け負った建設工事を施工している下請負人に限り表示すれば足りる（規則第14条の6第3号）。なお、「現にその請け負った建設工事を施工している」か否かは、請負契約で定められた工期を基準として判断する。
- ② 施工体系図の掲示は、遅くとも上記①により下請負人を表示しなければならなくなったときまでには行う必要がある。また、工期の進行により表示すべき下請負人に変更があったときには、速やかに施工体系図を変更し

て表示しておかなければならない。

- ③ 施工体系図に表示すべき「建設工事の内容」（規則第14条の6第2号及び第4号）は、その記載から建設工事の具体的な内容が理解されるような工種の名称等を記載すること。
- ④ 施工体系図は、その表示が複雑になり見にくくならない限り、労働安全等他の目的で作成される図面を兼ねるものとして作成しても差し支えない。
- ⑤ 施工体系図又はその写しは、法第40条の3及び規則第26条第5項に定めるところにより営業所への保存が義務付けられているが、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって施工体系図又はその写しに代えることができる。

(9) 施工体制台帳の発注者への提出等

作成建設業者は、発注者からの請求があったときは、備え置かれた施工体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければならない。

ただし、公共工事については、作成した施工体制台帳の写しを提出しなければならない。

(10) 施工体制台帳の備置き等

施工体制台帳の備置き及び施工体系図の掲示は、発注者から請け負った建設工事目的物を発注者に引き渡すまで行わなければならない。ただし、請負契約に基づく債権債務が消滅した場合（規則第14条の7。請負契約の目的物の引渡しをする前に契約が解除されたこと等に伴い、請負契約の目的物を完成させる債務とそれに対する報酬を受け取る債権とが消滅した場合を指す。）には、当該債権債務の消滅するまで行えば足りる。

(11) 法第40条の3の帳簿への添付

施工体制台帳の一部は、上記(10)の時期を経過した後は、法第40条の3の帳簿の添付資料として添付しなければならない。すなわち、上記(10)の時期を経過した後に、施工体制台帳から帳簿に添付しなければならない部分だけを抜粋することとなる。このため、施工体制台帳を作成するときには、あらかじめ、帳簿に添付しなければならない事項を記載した部分と他の事項が記載された部分とを別紙に区分して作成しておけば、施工体制台帳の一部の帳簿への添付を円滑に行うことが出来ると考えられる。

また、規則第26条第2項第3号に掲げる施工体制台帳の一部が、スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同号に掲げる施工体制台帳の一部に代えることができる。

## 二 下請負人の義務

施工体制台帳の作成等の義務は、作成建設業者に係る義務であるが、施工

体制台帳が作成される建設工事の下請負人にも次のような義務がある。

(1) 施工体制台帳が作成される建設工事である旨の通知

その請け負った建設工事の注文者から一(2)①の書面の通知を受けた場合や、工事現場に一(2)②の書面が掲示されている場合は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときに以下に述べるところにより書類の作成、通知等を行わなければならない。

(2) 建設工事を請け負わせた者及び作成建設業者に対する通知

(1)に述べた場合など施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人となった場合において、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、遅滞なく、

- ① 当該他の建設業を営む者に対し、一(2)①の書面を通知しなければならない。なお、書面による通知に代えて、規則第14条の4第7項で定めるところにより、当該他の建設業を営む者の承諾を得て、一(2)①a、b及びcに掲げる事項を電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該下請負人は、書面による通知をしたものとみなす。
- ② 作成建設業者に対し、(3)に掲げるところにより再下請負通知を行わなければならない。

(3) 再下請負通知

- ① 再下請負通知は、規則第14条の4に規定するところにより作成した書面(以下「再下請負通知書」という。)をもって行わなければならない。再下請負通知書の作成は、再下請負通知人がその請け負った建設工事を請け負わせた建設業を営む者から必要事項を聴取すること等により作成する必要があり、自ら記載をして作成してもよいし、所定の記載事項が記載された書面を束ねるようにしてもよい。ただし、いずれの場合も下請負人ごとに行わなければならない。
- ② 再下請負通知書の作成及び作成建設業者への通知は、施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた後、遅滞なく行わなければならない(規則第14条の4第2項)。  
また、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が新たに下請契約を締結した場合や下請契約の総額が一(1)の金額に達したこと等により、施工途中で再下請負通知人に該当することとなった場合において、当該該当することとなった時よりも前に記載事項又は添付書類に係る事実に変更があった時も、再下請負通知人に該当することとなった時以降の事実に基づいて再下請負通知書を作成すれば足りる。
- ③ 再下請負通知書に添付される書類は、請負代金の額について記載された部分が抹消されているもので差し支えない。ただし、公共工事については、当該部分は記載されていなければならない。
- ④ 一度再下請負通知を行った後、再下請負通知書に記載した事項又は添付した書類(法第19条第1項の規定による書面)について変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加

えて変更後の書類を添付しなければならない。

- ⑤ 作成建設業者に対する再下請負通知書の提出は、注文者から交付される一（２）①の書面や工事現場の掲示にしたがって、直接に作成建設業者に提出することを原則とするが、やむを得ない場合には、直接に下請契約を締結した注文者に経由を依頼して作成建設業者あてに提出することとしても差し支えない。
- ⑥ 再下請負通知及びその内容の変更の通知は、作成建設業者の承諾を得て、電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該下請負人は、書面による通知をしたものとみなす。

また、規則第14条の4第3項に規定する書面の写しの記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該記録をもって規則第14条の4第3項に規定する添付書類に代えることができる。

### 三 施工体制台帳の作成等の勧奨について

下請契約の総額が一（１）の金額を下回る民間工事など法第24条の8第1項の規定により施工体制台帳の作成等を行わなければならない場合以外の場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、規則第14条の2から第14条の7までの規定に準拠して施工体制台帳の作成等を行うことが望ましい。

また、よりの確な建設工事の施工及び請負契約の履行を確保する観点から、規則第14条の2等においては記載することとされていない安全衛生責任者名、雇用管理責任者名、就労予定労働者数、工事代金支払方法、受注者選定理由等の事項についても、できる限り記載することが望ましい。